

厳しい財政状況！

国民健康保険税の納期限内納付をお願いします

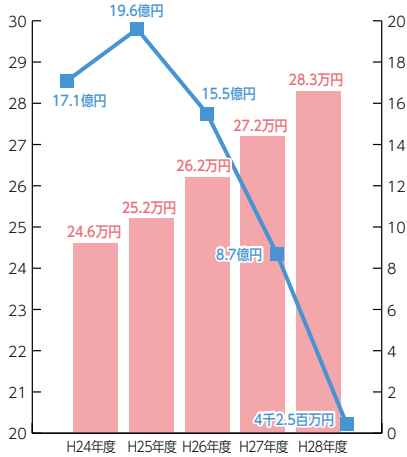
国民健康保険（以下、国保）は病気や怪我等、いざというとき安心して医療を受けるために国保加入者が納める国保税を主な財源とした助け合い（ユイマール）の制度です。

国保税を滞納したままであると、納期限内に納税している大多数の被保険者との公平性を欠くことになり、また、国保財政を圧迫し、制度自体の存続に支障をきたすこととなります。

うるま市の現状

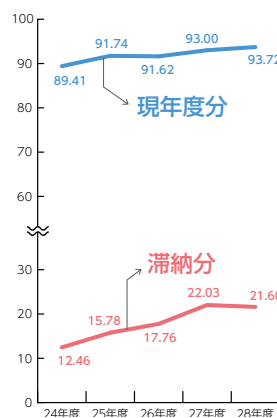
うるま市国保は左記のグラフのとおり1人当たりの医療費（28年度28万3千円）が毎年増え続けています。その一方で、平成28年度決算時の累積赤字額は約4千2百5拾万円と減少しておりますが、一般会計から12億円の繰入金があり依然として厳しい財政運営が続いています。

1人当たりの医療費と国保累計赤字額の推移



赤字の要因として、医療費の増加や、国保税の収納額の伸び悩みなどがあります。平成28年度の収納率は、現年分が93.72%、滞納分は21.60%、全体で72.49%であり、厳しい財政運営を迫られている状況です。

収納率の推移



市では、特定健診をはじめとする保健事業を推進し医療費の適正化を図ると共に、滞納者に対する取り組みの強化を図るなど、引き続き国保運営の安定化に努めていきます。加入者の皆様には、国保税の納期限内納付をお願いします。

納付が困難な方は、早めの相談を

災害にあった場合、病気や事業の休廃止、失業など著しい所得の減少があった場合は、申請によって受けられる減免制度があります（平成30年2月末まで申請受付）。

また、分割納付等のご相談は窓口にて随時受付しております。まずは、お早めに国保課窓口までお越しください。

手続き簡単!! 便利な口座振替

国保税の納付は、口座振替がお勧めです。本庁舎においては、キャッシュカードのみで口座振替手続きが完了するペイジー口座振替受付サービスがご利用できます。

【口座振替のメリット】

- ・納め忘れがなくなり、納めに行く手間が省けます。
- ・一度手続きをすれば、翌年度も自動的に継続されます。

滞納処分

納付の公平性を保つため、再三の納付催告に対し反応がない、または納付可能な状況にもかかわらず自主的な納付に応じないだけではない場合、やむを得ず滞納処分を行う場合がございます。

「うるま市国民健康保険収納対策緊急プラン」(下記参照)

夜間相談窓口 実施中!!

国民健康保険課では、夜間窓口を開設しております。お仕事などで日中お越しになれない方や、納税についてお困りのことがありましたら、ご相談ください。

【日時】毎週木曜日 午後8時まで
(※年末年始、祝日等を除く)

【場所】国民健康保険課窓口
(本庁舎 東棟 1階)

国民健康保険課
☎ 973-13202
☎ 989-15372

平成29年度うるま市国民健康保険収納対策緊急プラン(抜粋) 8月1日作成

うるま市では「うるま市国民健康保険収納対策緊急プラン」を作成して、国保税の未納者に対する指導を強化しています。国保税の未納がある方は、早期の納付をお願いします。

1. 滞納状況の解消

- ① 窓口相談や訪問指導および広報による周知等により他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。
- ② 年2回、催告書を発布し納付の勧奨を行う。
- ③ 未申告者のリストを作成し、訪問や窓口来所時に申告の指導を行い保険税賦課の適正化を図る。
- ④ 短期証の発行により滞納者との接触の機会を図り納税指導へつなげる。

2. 徴収方法の改善等

- ① 納税等お知らせセンターより初期滞納者への早期接触を図り、滞納の累積を防止する。
- ② 業務時間内に来所できない市民のために、臨時的に開設している夜間窓口について、今年度も毎週木曜日に開設する。

- ③ 納税指導員会議を毎月開催するとともに勉強会を随時実施し、国保税徴収業務の向上を図る。
- ④ 4月および5月を年度末特別対策期間とし、11月および12月を市税等納付推進月間(国保税収納対策月間)として、集中的に収納対策に取り組む。

3. 滞納処分の実施

- ① 滞納者が転出した場合は、その転出者の転出先住所での居住を確認するとともに、転出者の財産調査を行う。
- ② 1年以上の長期滞納者については、前住地・本籍地も含め財産調査を行う。
- ③ 納税課滞納整理班と連携して調査・捜索等を実施し、預貯金、給与、国税還付金、軍用地料等債権の差押えや動産・不動産など財産の差押えおよび公売を実施する。(納税相談に応じない滞納者には、車両のタイヤロックやミラーズロックをおこなっております。)